

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則 新旧対照表

※この改正に伴う章番・項番については、変更後の順序に従って変更するものとし、本対照表の記載から除外する。

変更前(旧)	変更後(新)	理由
<p>第2章 組織及び役員 (役員会の構成)</p> <p>第6条 役員会に役員を置き、役員構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長 1人 (高学年チーム会長を兼ねる) (2) 副会長 3人 (低学年チーム会長、中学生チーム会長、高校生チーム会長を兼ねる) (3) 顧問 若干名 (4) 強化委員 若干名 (5) 代議員 3人 (低学年、高学年チームから1名、中学生チームから1名、高校生チームから1名) (6) 総務 4人 (各チーム総務を兼ねる) (7) 一般会計長 1人 (中学生チームから1名) (8) 高校生会計長 1名 (高校生チームから1名) (9) 会計補 3人 (各チーム(高校生チームを除く)から1名ずつ) (10) 監事 2人 (低学年、高学年、中学生チームから1名、高校生チームから1名) (11) 広報 若干名 (12) 監督 4人 (各チーム監督を兼ねる) (13) コーチ 若干名 (各チームコーチを兼ねる) (14) 帯同レフェリー 若干名</p>	<p>第2章 組織及び役員 (役員会の構成)</p> <p>第6条 役員会に役員と委員を置き、各々の構成は次のとおりとする。</p> <p>1 役員 (1) 会長 1人 (高学年チーム会長を兼ねる) (2) 副会長 3人 (低学年チーム会長、中学生チーム会長、高校生チーム会長を兼ねる) (3) 顧問 若干名 (4) 強化委員 若干名 (5) 総務 4人 (各チーム総務を兼ねる) (6) 一般会計長 1人 (中学生チームから1名) (7) 高校生会計長 1名 (高校生チームから1名) (8) 広報 若干名 (9) 監督 4人 (各チーム監督を兼ねる)</p> <p>2 委員 (1) 代議員 3人 (低学年、高学年チームから1名、中学生チームから1名、高校生チームから1名) (2) 会計補 3人 (各チーム(高校生チームを除く)から1名ずつ) (3) 監事 2人 (低学年、高学年、中学生チームから1名、高校生チームから1名) (4) コーチ 若干名 (各チームコーチを兼ねる) (5) 帯同レフェリー 若干名</p>	<p>[追加] 役員会の構成について追加</p>
<p>(役員会の職務)</p> <p>第7条 役員会の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長はクラブを統括し、代表する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事情があるときは、その職務を代理する。 (3) 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。 (4) 強化委員は、監督と協議し練習のスケジュールを調整し、またチームの窓口となり参加しうる大会、練習試合の調整を行う。</p> <p>(5) 代議員は長野県アイスホッケー連盟の代議員としての職務を行う。 (6) 総務はクラブの事務処理一切を行う。 (7) 一般会計長はクラブの一般会計の業務を行う。 (8) 高校生会計長はクラブの高校生会計の業務を行う。 (9) 会計補は会計を補佐し、チームの会計業務を行う。 (10) 監事はクラブの会計の監査を行う。 (11) 広報はクラブの情報を対外へ発信し、アイスホッケーを普及する窓口としての職務を行う。 (12) 監督は各チームの競技面を統括する。 (13) コーチは監督を補佐し、監督に事情があるときは、その職務を代理する。 (14) 帯同レフェリーは、クラブの大会及び練習試合等において、オンアイスオフィシャルを行う。</p>	<p>(役員及び委員の職務)</p> <p>第7条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。</p> <p>1 役員会の職務 (1) 会長はクラブを統括し、代表する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事情があるときは、その職務を代理する。 (3) 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。 (4) 強化委員は、監督と協議し練習のスケジュールを調整し、またチームの窓口となり参加しうる大会、練習試合の調整を行う。</p> <p>(5) 総務はクラブの事務処理一切を行う。 (6) 一般会計長はクラブの一般会計の業務を行う。 (7) 高校生会計長はクラブの高校生会計の業務を行う。 (8) 広報はクラブの情報を対外へ発信し、アイスホッケーを普及する窓口としての職務を行う。 (9) 監督は各チームの競技面を統括する。</p> <p>2 委員の職務 (1) 代議員は長野県アイスホッケー連盟の代議員としての職務を行う。 (2) 会計補は会計を補佐し、チームの会計業務を行う。 (3) 監事はクラブの会計の監査を行う。 (4) コーチは監督を補佐し、監督に事情があるときは、その職務を代理する。 (5) 帯同レフェリーは、クラブの大会及び練習試合等において、オンアイスオフィシャルを行う。</p>	<p>[追加] 役員及び委員の職務について明記</p>

変更前(旧)	変更後(新)	理由
<p>(役員任期) 第8条 役員任期は1年とし、留任は妨げないものとする。ただし、前条第5号に定める代議員任期は2年とする。</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員及び委員任期) 第8条 役員及び委員任期は1年とし、留任は妨げないものとする。ただし、前条第5号に定める代議員任期は2年とする。</p> <p>2 役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。その場合、後任者の決定は役員会で行う。</p> <p>(役員会の開催) 第9条 役員会は、その必要に応じて会長が役員を招集し行う。役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。この場合の過半数とは委任状による出席を含むものとする。</p>	<p>[追加] 役員任期について追加 役員会開催について追加</p>
<p>第3章 会議 (臨時総会) 第11条 臨時総会は年度途中で前条第1項各号に定める事項に変更があるとき又はその他必要に応じ会長が召集する。</p>	<p>第3章 会議 (臨時総会) 第11条 臨時総会は年度途中で前条第1項各号に定める事項に変更があるとき又はその他必要に応じ会長が召集する。臨時総会の成立要件及び議決権については、第10条3及び4に定める通りとし、定期総会と同様とする。</p>	<p>[追加] 臨時総会成立要件について追加</p>
変更前(旧)	変更後(新)	理由
<p>第6章 入会、退会並びに休会等 (入会手続き) 第18条 クラブへ入会しようとする者は入会申込書により申し込み、会長が許可する。</p> <p>2 クラブへの入会は各月の1日付とし、月の途中で申し込みがあった場合、会費の徴収は翌月からとする。なお、申し込み日から翌月1日までの間の氷上練習時はビジター料金を支払うものとする。</p> <p>3 クラブへの入会にあたって、氷上体験練習を3回まですることができる。ただし、氷上練習を行っている期間に限る。なお、氷上体験練習を3回行う前に入会した場合、残りの回数を前項のビジター料金に振り替えることができる。</p> <p>4 氷上体験練習にあたり、やまびこスケートの森からスケート靴を借りる場合は、費用は体験者の負担とする。</p>	<p>第6章 入会、退会並びに休会等 (入会手続き) 第18条 クラブへ入会しようとする者は入会申込書により申し込み、会長が許可する。</p> <p>2 クラブへの入会は各月の1日付とし、月の途中で申し込みがあった場合、会費の徴収は翌月からとする。なお、申し込み日から翌月1日までの間の氷上練習時はビジター料金を支払うものとする。</p> <p>3 クラブへの入会にあたって、氷上体験練習を3回まですることができる。ただし、氷上練習を行っている期間に限る。なお、氷上体験練習を3回行う前に入会した場合、残りの回数を前項のビジター料金に振り替えることができる。</p> <p>4 氷上体験練習にあたり、やまびこスケートの森からスケート靴を借りる場合は、費用は体験者の負担とする。</p> <p>(入会の禁止) 第19条 以下の者のクラブへの入会を禁止する。万が一、入会後に下記事項に関わる者であることが発覚した場合においては、第20条に定める通り、定期総会又は臨時総会の議決を経て除名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力に関わりのある者 ・ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関わる者 ・第13条に定める事項を遵守出来ない恐れがある者 	<p>[追加] 入会の禁止について明記</p>

変更前(旧)	変更後(新)	理由
<p>(除名) 第20条 クラブ員及び保護者が次の1つに該当した場合、定期総会又は臨時総会の議決を経て除名を勧告する。 (1)第13条に定める事項に違反した場合。 (2)会費を長期間滞納した場合。 (3)本人又は保護者の言動がクラブ運営上支障を来す恐れがあると認めた場合。</p>	<p>(除名) 第20条 クラブ員及び保護者が次の1つに該当した場合、定期総会又は臨時総会の議決を経て除名とする。 (1)第13条に定める事項に違反した場合。 (2)会費を長期間滞納した場合。 (3)本人又は保護者の言動がクラブ運営上支障を来す恐れがあると認めた場合。</p>	<p>[変更] 除名の定義を変更</p>
<p>第8章 雑則 (保険及び免責) 第23条 選手及び監督、コーチは全員保険に加入する。大会及び練習時等において発生した事故の賠償責任は保険の範囲内とする。なお、選手の保険加入にあたっては保護者が責任を持って行うこととする。 (その他) 第24条 この会則に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、その都度協議して決定する。</p>	<p>第8章 雑則 (保険及び免責) 第23条 選手及び監督、コーチは全員保険に加入する。大会及び練習時等において発生した事故の賠償責任は保険の範囲内とする。なお、選手の保険加入にあたっては保護者が責任を持って行うこととする。 (迷惑行為の禁止) 下記の迷惑行為は禁止する。 ・営業上の勧誘 ・宗教上の勧誘 ・政治上の勧誘(知り合ったメンバーに投票・寄付を依頼、など) ・金銭の貸し借りに関する迷惑行為 ・ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関する勧誘、販売等 ・上記のほか迷惑行為と認められるもの (その他) 第24条 この会則に定めるもののほか、クラブの運営に関し必要な事項は、その都度協議して決定する。</p>	<p>[追加] 迷惑行為の禁止を明記</p>

以上